

総社市訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項				別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項			
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項
略				略			
保健福祉部	1 略	健康医療課	1 略	保健福祉部	1 略	健康医療課	1 略
	2 <u>国民健康保険資格 確認書（特別療養） の交付に関するこ と。</u> 3～17 略		2 国民健康保険被 保険者資格の認定 に関すること。 3 略 4 後期高齢者医療 の <u>資格確認書等</u> の 交付及び保険料の 徴収に関するこ と。 5～8 略		2 <u>国民健康保険被保 険者資格証明書</u> の交 付に関すること。 3～17 略		2 国民健康保険被 保険者資格の認定 及び被保険者証の <u>交付</u> に関するこ と。 3 略 4 後期高齢者医療 の <u>被保険者証</u> の交 付及び保険料の徴 収に関すること。 5～8 略

改 正 後			改 正 前		
		略			略
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この訓令は，令和6年12月2日から施行する。